

## 論文の内容の要旨

論文題目 「帝政ロシアの農業問題 —— 土地不足・村落共同体・  
クスターリ ——」

氏 名 佐藤 芳 行

帝政ロシアの最も困難な社会問題の一つをなしていた農業問題については、従来も様々な視角から研究がなされてきた。その一つは、レーニンの分析に見られるように、農民経営を小商品生産者として把握した上で、その分解（ブルジョア的发展）を問題とし、また農民経営と地主の半封建的土地所有・経営との対抗関係を分析の軸にそえるものである。しかし、この視角は理論的な整合性はともかくとして、実際の歴史を説得的に説明するという点では大きな疑問が残るように思われる。むしろ、この点では、西欧中世の土地制度（フーフエ制）と比較してよりアルカイックであるロシアの村落共同体の問題性を強調する見解（共同体論）がより生産的であると考えられる。

一方、農業史と関連して今一つ問題となるのが工業史、特に農村工業史の領域であるが、この領域でも従来から対立する見解があった。すなわち、一方では、ロシアに広汎に普及していた農村工業（手工業・クスターリ工業）における資本＝賃労働関係の形成を強調する立場がある。また西欧では産業革命に先行する工業化（農村工業の発展）があったとするプロト工業化論が近年提起されたが、同じことがロシアにも適用可能であるという見解が出されている。しかし、これとは反対にロシアの農村工業（手工業・クスターリ工業は

工業化にほとんど貢献しなかったという有力な見解も行なわれてきた。

そこで、本論では、20世紀初頭にいたるロシアの農業史と農村工業史とを共同体との関係において検討し、それによってロシアの共同体を解体しようとする政策がうちだされてくる所以＝前提条件（特に「土地不足」と言われた問題）を明らかにする。次いでまた農業と農村工業に対する政策について検討する。本論で論じる点は以下の通りである。

1. ロシア帝国の「東エルベ地域」とも言うべき西部地方（中世にドイツ法の影響を受けた地域）のうち、沿バルト地域とリトアニア人の定住地域（サモギティア、コヴノ県）では、19世紀中葉にフーフエ制、一子相続制、小家族が特徴的であり、また農民家族においては「ヨーロッパ的婚姻パターン」（晩婚、独身者の高い割合）に近い状態が見られた。しかも、こうした状態はその後も続き、この地域の農民は、プロイセンなどの影響下に土地整理（フートル化）を実施し、ファーマーへと発展する。一方、弟たち（二三男）は伝統的には水呑、奉公人の身分に加わっていたが、しだいに自由職業、手工業、工場労働に従事するようになり、また19世紀中葉に移動の自由が与えられると大都市や外国（ポーランド、独、米）に移住しはじめる。このため農業人口はわずかながら減少しはじめ、1902年の大蔵大臣ヴィッテの特別協議会では「労働力の不足」が問題となる。

これに対して、白ロシアや右岸ウクライナでは、中世にフーフエ制が導入されていたという点で沿バルトやコヴノ県に近いが、大家族の存在や、フーフエの頻繁な分割、零細経営（ペーシェエ経営）の大群の形成などの点で相違する。また沿バルトに認められたような「ヨーロッパ的婚姻パターン」も見られず、むしろ早婚や未婚者の低い割合が特徴的であった。もっとも右岸ウクライナでは19世紀中葉の規則によって土地分割の最低限度が強制されたため、土地なしの村落下層（水呑、奉公人）のグループは形成されていた。このグループは、農村の手工業者になるか、領主または大農の農場の農業労働者となるかであった。しかし、この地域では20世紀初頭までに農民経営の分割と細分化がさらにすすみ、1902年の特別協議会では「土地不足」が大きな問題となっていた。

2. 本来のロシア諸県では、西部地方とは異なる土地利用慣行が支配的であった。ここでは1861年の農奴解放令によって分与地は農戸＝農民世帯内のドゥシャー（男性人頭）を基準として配分されたが、その際、共同体法と世帯別法の2つが区別され、①前者の場合には、分与地の売買は禁止され、集会で家長の三分の二以上の賛成があったときには土地割替を実施することが規定されていたのに対して、②世帯別法の場合には、共同体の内部に限り分与地の売買が許された。また家族のレベルでは、大家族が支配的であり、

土地や家族財産の均等持分権や分割が可能であった。

こうした土地制度を持つロシア諸県では農奴解放後農村人口の巨大な増加が生じ、分与地が分割・細分化され、「土地不足」が大きな問題となってくる。この問題は、①働き手一人あたりの土地面積の減少、②著しく粗放的な農耕方式の下で、一人あたりの穀物収量と商品化率の停滞（または低下）という形に表現できるが、特に北部の穀物消費地域の農民経営は矮小消費経営の特徴を帯びるにいたっていた。それは工業化との関係では世帯や共同体の平等主義的な人口扶養システムのために労働力が土地や農業から分離しないという問題や、農民の工業製品に対する市場（購買力）が停滞するという問題をはらんでいた。

3. またロシア諸県、特に北部の非黒土地域では村落住民全体が手工業（渡り手工業や家内工業）に従事すると言われたような工業村落が形成されていた。この村落手工業は著しく脆弱であった都市手工業を代位・補充する形で特に17世紀以降に発展してきたものであり、農民の自然経済的農業経営に貨幣収入をもたらすという役割を演じていた。まだ1861年にロシアの一研究者は、共同体が住民全体に土地を配分しているにもかかわらず、その土地が狭いため農民の間に営業が普及していること、またそのために西欧と異なり農民世帯内における農工分離が生じないことを指摘していた。その後19世紀末の外資導入による急速な工業化が達成されると伝統的な手工業・クスターリ工業は危機に陥ったが、それでも矮小農業経営と営業との家内的結合はゆるがなかった。

4. 以上のように見てくると、ロシア諸県の農村に特徴的な農業共産主義的な土台を解体し、西部地方の農業制度を導入することによって近代化＝工業化を達成しようとする考えが現れても不思議ではない。工業化政策を推進していたヴィッテが特別協議会を通じて実現しようとした思想はそのようなものであり、それは①割替共同体から自由に離脱する権利を農民に与え、土地の私有化をはかるとともに、②家族財産を家長の個人財産とすることによって、その分割に制限を付そうとするであった。もっともこの思想は1903年には皇帝と政府内の「共同体愛好家」の反対に会い、また1905年以降は農民大衆を支持して大土地所有の収用を求めた諸党派（ナロードニキ諸派、立憲民主派、社会民主派）の反対にあわなければならなかった。しかし、ともかく政府が1906年に「私的所有の神聖不可侵性」の立場から大土地所有の没収を拒絶し、国会に共同体の解体に関する土地法案を提出することができ、また11月9日の緊急勅令を公布することができたのは、ヴィッテの思想と活動によるところが大きかったと考えられる。

この土地改革については、従来、それが土地の私有化をどの程度まで実現し、また独立

農場（フートルやオートルプ）を創り出したかが問題とされていた。しかし、政府の本来的政策意図からすれば、工業化に適合的な条件（農民子弟の流出、商品化率の上昇）をいかに創り出すかが重要であったと言わなければならないが、帝政ロシア時代にはこの点での根本的な変化は生じていなかった。事実、政府は1914年に独立農場の分割禁止と分与地の選択的な一子相続制をもちこんだ法案を国会に提出しなければならなかった。

一方、農業問題と異なり、工業の領域では、「土地不足」の土壤の上に普及してきた農村工業を援助する必要があることに異論はなかったため、土地問題について見られたような社会の激しい対立はなかった。しかし、それでもナロードニキ派は、政府の方策が「フアーマーと小企業家」の道をめざすものであるとして異議をとなえ、「共同体とアルテリ（協同組合）」の道を主張した。

5. このように1906年以後、政府は農民大衆の反対をおしきって農業共産主義の土台を破壊しようとしたが、その政策は政府の意図するような発展を実現してはいなかった。そのことは、ロシア帝国が第一次世界大戦中の1916年に穀物調達危機を経験し、また穀物を市場で調達するかわりに割当徴発（最終的には共同体の集会での割当）という「中世的」制度を経験したことにもうかがわれる。

ところで、1917/18年の土地革命は地主の大土地所有を没収することによって、帝政ロシアの農業問題の一側面（農民と地主の対抗関係）を終わらせた。しかし、それは問題の根底にあったもの、すなわち世帯と共同体の人口扶養システムを破壊するものではなかった。そこでかつての問題は「農村過剰人口」の問題としてふたたび姿を現わしたと考えられる。とりわけ工業化の達成を急務と考えた者にとっては、このことは見逃せない点であった。しかし、1920年代末には、有力な代替案であった「コンドラチェフ派」の中のブルジョア的傾向（覆面をしたストルイピン主義）やネオ・ナロードニキ的傾向（農工複合体の考え）に対してポリシェヴィキから激しい批判があびせられ、結局、土地不足や農村過剰人口の問題として理解される限りでの旧ロシアの農業問題は全面的集団化の過程で急速に消滅する。

以上